

平成 30 年度税制改正 7

(特例事業承継税制について)

贈与・相続時から 5 年後以降に株式の譲渡や解散があった場合の取り扱い

1. 承継後の株価下落に伴うリスク

一般事業承継税制では、経営環境変化に関わりなく承継時の株価を基に納税額が算定されます。しかし、ここでは承継した後、会社の経営状態や業界全体の景況の変化によって、売却・合併・解散時の株式評価が変化し、相続時の株式評価との間に乖離が生じる可能性(リスク)があります。

2. 売却・合併による消滅・解散時の減免制度

一般承継税制においても、経営承継期間経過後に会社が破産・清算した場合には猶予税額が全額免除されます。また、民事再生や会社更生の時にその時点の評価額で相続税を再計算し、贈与・相続時との時価との差額部分は猶予税額を免除する手当てがされています。

特例事業承継税制ではさらに、「経営環境の変化を示す一定の要件」を満たす場合には、売却・合併による消滅、解散時においても同様の減免制度が導入されます。経営環境の変化とそれに伴う株式評価の変化に応じて見直して課税を行うことで将来不安・リスクが最小化されています。

3. 譲渡又は合併の場合は評価額の 50%が下限となる

解散の場合には、その時点の相続税評価額で計算されますが、譲渡又は合併の場合は譲渡又は合併の対価で計算し、対価の額が相続税評価額より低い場合にはその時点の相続税評価額の 50%が下限となります。また、これらの時点から過去 5 年間の配当や過大給与等は税額に加算しなければなりません。

4. 経営環境の変化を示す一定の要件

猶予税額が減免される「経営環境の変化を示す一定の要件」とは、以下のいずれか(特例認定承継会社が解散をした場合にあつては、⑤を除く)に該当する場合をいいます。

- ① 直前の事業年度終了の日以前 3 年間のうち 2 年以上、特例認定承継会社の経常損益が赤字である場合
- ② 直前の事業年度終了の日以前 3 年間のうち 2 年以上、特例認定承継会社の売上高が、その年の前年の売上高に比して減少している場合
- ③ 直前の事業年度終了の日における特例認定承継会社の有利子負債の額が、その日の属する事業年度の売上高の 6 月分に相当する額以上である場合
- ④ 特例認定承継会社の事業が属する業種に係る上場会社の株価(直前の事業年度終了の日以前 1 年間の平均)が、その前年 1 年間の平均より下落している場合
- ⑤ 特例経営承継者が特例認定承継会社における経営を継続しない特段の理由があるとき

ただし、特例対象非上場株式等の譲渡等が直前の事業年度終了の日から 6 月以内に行われたときは上記①から③までについて、その譲渡等が同日後 1 年以内に行われたときは上記④について、それぞれ「直前の事業年度終了の日」を「直前の事業年度終了の日の 1 年前の日」とした場合にそれぞれに該当するときについても、「経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合」に該当するものとされています。